様式第９号

（元号）　　年　　月　　日

○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）

事業実績報告書

　標記について、下記のとおり報告します。

記

１　国庫補助金精算書（別紙１）

２　事業実施結果報告（別紙２）

３　導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）

４　経費の支出を証する書類（請求書、領収書等の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し）

５　その他参考となる書類

６　業務改善助成金特例コースに係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期

　　（元号）○○年○○月頃

別紙１

国庫補助金精算書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 総事業費Ａ | 収入額Ｂ | 差引額(Ａ－Ｂ)Ｃ | 対象経費支出済額Ｄ | 対象経費支出済額（Ｄ）に助成率（※１）を乗じた額Ｅ | 基準額（上限額）※２　　　　Ｆ | 選定額(ＥとＦを比較して少ない方の額)　　　　　　　　Ｇ | 国庫補助基本額(ＣとＧを比較して少ない方の額)　　　　Ｈ | 国庫補助所要額（1,000円未満切り捨て）※３Ｉ | 交付決定額Ｊ | 国庫補助受入済額Ｋ | 差引過不足額(Ｋ－Ｉ)Ｌ |
| 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース） | 　　　　円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※１　事業場内最低賃金920円未満の事業場にあっては５分の４、事業場内最低賃金920円以上の事業場にあっては４分の３とする。

※２　別表第１の第３欄に定める上限額

※３　I欄の国庫補助所要額は（税抜・税込）である。（いずれかに○をすること。）

別紙２

事　　　業　　　実　　　施　　　結　　 果　　 報　　 告

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　申請企業の規模等 | ①資本金又は出資の総額 | 円 | ②企業全体で常時使用する労働者の数 | 　　　　　  人 |
| ③本店所在地 |  |
|  | ④法人番号（個人事業主は記載不要） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ 業務改善等を行った事業場 | ①事業場の名称 |  |
| ②労働保険番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | － |  |  |  |
| ③所　在　地 | 〒 |
| ④電話番号 |  | ⑤常時使用する労働者数　 | 人 |
| ⑥事業内容 |  |
|  | 産業分類 | 大分類 |  | 中分類　 |  |
| ３　助成事業の実施結果 |
| (１) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。） |
| 必要性、内容及び実施方法 | 実施時期 | 費用額 |
| ※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。（記載内容例）1. 導入した設備投資等

　※ 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う取組に関連する経費（要綱の別表２（その２）参照）がある場合は、その実施内容も記載すること(2)計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果（導入前と比べて、どれくらい効果があったか等具体的に記入すること。） |  |  |
| 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の費用の合計（①） | 円 |
| 生産性向上等に向けた取組に関連する経費の費用の合計（②） | 円 |
| 費　用　額　合　計（①＋②） | 　　　 円 |
| ４　申請日から事業実績報告までの間の解雇等※の状況（交付要綱第４条第３項第１号関係） |
| ５　他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第４条第３項第１号のエ関係） |
| 有　・　無 | 有の場合、助成金の名称 |  |
| ６　過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第４条第３項第２号関係） | 有 ・ 無 |
|  | 有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額 | 円 |
| ７　労働関係法令違反の有無（交付要綱第４条第３項第３号関係） | 有 ・ 無 |
| ８　補助金等の決定取消し等の有無(過去３年)（交付要綱第４条第３項第４号関係） | 有 ・ 無 |
| ９　暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第４条第３項第５号関係） | 有 ・ 無 |
| 10　破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第４条第３項第６号関係） | 有 ・ 無 |
| 11　倒産の有無（交付要綱第４条第３項第８号関係） | 有 ・ 無 |
| 12　その他 |

※　解雇等とは、 解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、 ②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合